

第五次宮崎市観光振興計画策定事業業務委託仕様書

1 委託事業名

第五次宮崎市観光振興計画策定事業業務

2 事業の目的

本市の観光振興の指針である第四次宮崎市観光振興計画の計画期間が令和6年度に終期を迎えることに伴い、大きく変化する社会情勢や本市を取り巻く課題に対し、マーケティングに基づき観光振興の方向性を明確にし、観光消費額増加に繋がる効率的かつ効果的な施策の展開のために、令和7年度を始期とする第五次宮崎市観光振興計画を策定する。

策定には、多くのデータ収集や分析を基にしたマーケティング戦略の構築が必要になるため、観光業界の最新状況に精通し、マーケティングをはじめ高度なノウハウや豊富な経験を有する業者に策定支援業務を委託するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

4 業務内容

受託者は業務の目的等を達成するため、企画提案した内容について委託者と協議し、その意見を反映した上で、次の業務を行うものとする。

なお、本業務を遂行するにあたっては、業務の意図および目的を十分に理解し、適切な人員を配置し、事業効果の最大化を図るように努力するとともに、正確・丁寧を実施しなければならないものとする。

(1) 観光振興計画の策定支援

ア 本計画の実施期間については5年間とし、計画策定に際しては、本市の上位計画・関係計画を整理し、計画の内容と整合性を図ること。

イ 本市を取り巻く諸条件や観光資源について基礎データの収集・調査を行うこと。基礎データの収集・調査に際しては、外部ビッグデータやオープンデータ等を活用しながら、必要に応じて現地調査や事業者ヒアリング等を実施し、策定に必要な全ての調査を行うこと。

なお、効果的な調査の対象、調査項目、調査方法は委託者と協議の上、決定すること。

ウ イの調査結果から、根拠となるデータを明確にしたうえで、本市の現状と課題を分析し、本市にふさわしいターゲット設定を含めた戦略の方向性をマーケティングに基づいて提案すること。

エ 達成度や進捗が的確に把握でき、データ分析に基づいた根拠のある成果指標の設定及び測定方法について整理するとともに、具体的な指標・手段を提案し、設定にかかる支援を行うこと。なお、測定方法については、今後継続して調査および分析が可能なものとする。

オ 成果指標達成の為に必要な施策等について提案すること。

(2) 策定委員会等の運営支援

宮崎市観光振興計画策定委員会等の運営補助業務を行う。受託者においては、会議の開催・事務作業を始めとする運営補助を実施すること。

ア 策定委員会等の開催支援・運営補助

- ・ 3回程度の開催を予定している策定委員会の運営補助を行うこと。
- ・ 運営補助として、会議案内や資料の作成、会議室の予約や議事録の作成等を行うこと。
- ・ その他必要な協議等があれば提案すること。
- ・ 開催スケジュールおよび各回の議案の内容について提案すること。
- ・ 上記提案のとおりにより会議を執り行うこと。
- ・ 全ての会議へ出席すること。

(3) パブリックコメントの実施支援

多くの市民からの意見を聴取し、計画に反映することを目的にパブリックコメントを実施するため、受託者においては、意見に対する回答の作成及び計画への反映について支援を実施すること。

(4) 計画データの作成

ア 観光振興計画の作成

- ・ 計画文案及びレイアウトの作成
レイアウトについては、分かりやすい内容で、計画自体が訴求力の高い媒体になるよう留意すること。
- ・ 最終版データの作成。

(5) その他

(1) から (4) までに掲げるもののほか、観光振興計画の策定に関し必要と認められる支援・助言等を行うこと。

5 事業スケジュール

規定する業務内容を履行期間内に実施し完了することとし、事前に事業スケジュールを作成し提案すること。なお、各業務の詳細な実施時期については提案をもとに委託者と協議の上、決定すること。

6 個人情報取り扱い

本業務の受託者は、本業務の実施に伴って取り扱う個人情報について、委託者の定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

7 成果物

受託者は、次の成果物を委託者へ提出しなければならない。

印刷原稿等は、電磁的記録媒体によるものとし、成果物はホームページ上での公開を前提に作成するものとする。

電子データは、本市が所有する機器及びソフトウェアで読み出し、閲覧、編集、出力できる形式とする。

なお、本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、本市の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。なお、修正した場合は、全成果物の差し替えを行うこととする。

- (1) 第五次宮崎市観光振興計画（電子データ）の提出
- (2) 事業報告書 1部

本事業で得た各種データ等は全て、報告書と併せてデータ納品することとする。

- (3) 基本調査・分析資料等の電子データ（USB 等）一式

8 成果物の権利関係

- (1) 本業務の履行における成果物の所有権は、全て本市に帰属するものとし、本市の事業及び本市が認める事業において使用ができるものとする（原則、無期限）。
- (2) 成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、受託者は当該著作物に係る受託者の著作物（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引き渡し時に、本市に無償で譲渡する。この場合において、受託者は、当該著作権の譲渡以降、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 委託者は本業務の成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償で非独占的に利用でき、成果物は、委託者が原則として二次使用（再編集を含む印刷物の制作等）できるものとするが、本市に不利益及び損害の生じることがない場合に限る。受託者の責めに帰すべき理由により、本市又は第三者に不利益及び損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

9 留意事項

- (1) 受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任をもって対応すること。本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該

紛争の原因が専ら本市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- (2) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。
- (3) 受託者の責めに帰すべき理由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (4) 受託者は本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。
- (5) 受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から提供された資料等を本市の許諾なく複写又は複製してはならない。
- (6) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書で行うこと。
- (7) 受託者は、受託業務遂行のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時にすべて消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかに消去すること。
- (8) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフト等により検査した上で納品すること。納品データがウイルス感染していることで、本市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応するものとする。

10 協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、委託者と協議すること。ただし、社会通年上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。